

東日本大震災復旧・復興関係経費の不用額に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

参議院議長 平田健二 殿

若林健太

東日本大震災復旧・復興関係経費の不用額に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災復旧・復興関係経費として平成二十三年度中に計上した十四兆九千二百四十三億円のうち、執行残額がその約四割の約五兆八千七百二十九億円に上ることを発表した。

しかし、そのすべてが繰り越されたわけではなく、一兆千三十四億円は不用額として計上されている。執行残額の全額を繰り越さずに、一部を不用額として計上した理由について、復興計画等の策定・決定の遅れなどを含めて、予算の各項別に具体的に示されたい。

また、事業予算の中で一兆円を上回る不用額を計上するものは異例であり、政府の予算査定が甘かつたと断ぜざるを得ないと考えるが、この点に関する政府の見解を示されたい。

さらに、今後、当該不用額をどのように活用することを想定しているのか。この点に関して、同経費において、これだけ多額の不用額を計上した要因等により、財政法第六条の純剰余金は一兆九千七百九十九億円に達することになる。このうち復興分（第一次・第二次補正予算）に係る剰余金である七千四百八十九億円については、今後、平成二十五年度予算までに東日本大震災復興特別会計に繰り入れる予定と聞いているが、その具体的な根拠を示されたい。

右質問する。

